



# じつきょう

## 商業教育資料 No.72 通巻360号

### 激変する会計理論・会計制度と高校簿記会計教育

甲南大学経営学部教授

河崎 照行

#### 1. プロローグ

企業環境の変化が、会計理論と会計制度を大きく揺るがせている。今日の企業環境の変化は、次のように要約できる。

- ① 第1は「経済基盤の変化」である。従来の企業活動は国内に限定され、資金調達も国内資本市場を前提とするドメスティックな活動であったのに対し、現在の企業活動は国境を越えてグローバル化し、資金調達も世界的規模で拡大化している。
- ② 第2は「産業構造の変化」である。従来の経済社会は、製品プロダクトを主軸とした「プロダクト型市場経済」であったのに対し、現在の経済社会は、金融商品を主軸とした「ファイナンス型市場経済」へ重点が移動し、さらに、無形財（ブランド等）を主軸とした「ナレッジ型市場経済」へ移行する動きをみせている。

このような企業環境の変化を背景として、アカウントビリティーに対する認識は、「株主に対する受託責任」（受託責任機能）の思考が後退し、「ステークホルダーに対する説明責任」（情報提供機能）の思考が前面に押し出され、今日、会計理論と会計制度が劇的に変化している。

本稿の課題は、今日の会計理論と会計制度の激変

を踏まえ、そのような変化が高校簿記会計教育にいかなるインパクトを与えるかについて論じることにある。本稿では、まず、会計理論と会計制度の変化の諸相を浮き彫りにし、次に、それらの変化が高校簿記会計教育に与える影響について論じてみたい。

#### 2. 会計理論の変化と会計ディスクロージャーの拡大化

企業環境の変化を背景として、会計理論（および会計ディスクロージャー）が大きく変化している。まず、それらの変化の諸相を浮き彫りにしてみたい。

##### (1) 会計理論の変化

会計理論の変化は、「原価・実現アプローチ」から「時価・実現可能性アプローチ」への変化として特徴づけることができる。

##### ① 「プロダクト型市場経済」における会計理論の特質

「プロダクト型市場経済」における会計理論は、「原価・実現アプローチ」を基軸とする理論体系として構成されてきた。かかる会計理論では、物財を主たる認識対象とし、利害調整と操業の業績評価を主要な目的とすることから、分配可能利益または業績利益（過去指向的計算）が利益計算の課題とされ、利益決定アプローチとして、収益・費用アプローチ

激変する会計理論・会計制度と	
高校簿記会計教育	1
文部科学省認定「目指せスペシャリスト事業」への取り組み	5
「情報処理」「プログラミング」における観点別評価の試み	10

地域と連携した課題研究の実践	15
新ビジネスマンとしての人間形成	21
「ビジネス基礎」外国人とのコミュニケーション分野における英語教材の作成と本校の取り組みについて	24

(フローを重視した計算)に焦点が当てられる。

## ② 「ファイナンス型市場経済」における会計理論の台頭

これに対し、「ファイナンス型市場経済」における会計理論は、「時価・実現可能性アプローチ」を基軸とする理論体系として構成される。かかる会計理論では、金融財を主たる認識対象とし、リスク管理と財務活動の業績評価を主要な目的とすることから、将来キャッシュ・フローの現在価値という経済的利益(将来指向的計算)が利益計算の課題とされ、利益決定アプローチとして、資産・負債アプローチ(ストックを重視した計算)に焦点が当てられる。

## ③ 「ナレッジ型市場経済」における会計理論の必要性

ところが、最近、企業価値創出のドライバーがブランドやノウハウという無形財にあるとする認識が高まってきた。このような「ナレッジ型市場経済」では、ブランド等の無形財がもたらす超過収益力(「のれん価値」)をいかに評価するかが課題とされる。そのため、今後は、「将来キャッシュ・フローの現在価値」を評価基準の基軸とした会計理論の展開が、一層活発化するものと思われる。

## (2) 会計ディスクロージャーの拡大化

会計ディスクロージャーの変化は、伝統的な財務報告からビジネスレポートへの移行として特徴づけることができる。

### ① 開示対象の拡大化と電子情報開示

会計ディスクロージャーの分野では、企業環境の変化が開示内容の拡大化を要請している。例えば、米国のジェンキンス報告書(1994年)は、従来の財務報告を、(a)将来指向的情報、(b)非財務情報、(c)セグメント別情報の開示といった形で、外延的に拡大化(ビジネスレポート)させることを提案している。

また、現在、会計ディスクロージャーは、本格的な高度情報化時代を迎えており、電子商取引の急速な拡大と並行して、Webサイト(ホームページ)に各種の会社情報を掲載する企業が急速な勢いで増加している。このような会計ディスクロージャーの電子化(電子情報開示)は、従来の開示形式を、(a)「定期報告」から「即時的・継続的報告」、(b)「静的・一方的報告」から「動的・双方向的報告」へ変化させる可能性がある。

## ② 会計ディスクロージャーの効果

最近、コーポレート・ガバナンス(企業統治)を巡る議論の高まりを背景として、コーポレート・ガバナンスと会計ディスクロージャーの関係が盛んに議論されている。これらの関係については、次の2つの視点を区別できる。

(ア)「経営者行動のモニタリング」に有用な会計ディスクロージャー

(イ)「アカウントビリティーの遂行」に有用な会計ディスクロージャー

従来の議論は、前者の視点を中心であったが、今後は、後者の視点から、会計ディスクロージャーを通じたガバナンスの改善に関する議論が活発化することになる。

## 3. 会計制度の変貌

他方、会計制度の分野では、商法が頻繁に改正されるとともに、国際会計基準の調和化の流れを受け、公開企業・商法上の大会社に適用される新会計基準が次々と導入されている。

### (1) 最近の商法改正と新会社法の特徴

最近の主要な商法改正には、次のものがある。

- ① 平成13年6月改正：(ア)自社株の会社による買い受けの緩和等(いわゆる金庫株の解禁)、(イ)法定準備金の減少手続の創設等。
- ② 平成13年11月改正：(ア)種類株式制度の改正、(イ)新株予約権制度の創設(ストックオプション制度等の改正)、(ウ)会社関係書類の電子化に係る改正。
- ③ 平成13年12月改正：(ア)監査役機能強化を図るための改正、(イ)取締役の会社に対する責任軽減に係る改正。
- ④ 平成14年5月改正：(ア)株式関係の改正(種類株主による取締役等の選解任制度の創設等)、(イ)機関関係の改正(特別決議の定足数の緩和、委員会等設置会社制度の導入等)、(ウ)計算関係の改正(計算関係規定の省令委任、連結計算書類制度の導入)。
- ⑤ 平成17年7月改正(「会社法」の創設)：(ア)有限会社法の廃止と株式譲渡制限会社法の改正(最低資本金規制の撤廃)、(イ)合同会社制度の創設、(ウ)会計参与制度の創設、(ニ)組織再編行為の自由化、(オ)剰余金分配手続の自由化。

このような最近の商法改正は、「資本と利益の区

画の乱れ」や「資本の負債化現象」として特徴づけることができる。新会社法における最低資本金規制の撤廃は、まさにこのような流れの極限の姿といってよい。これは、会計において受託責任機能が後退し、情報提供機能が前面に押し出されていることを意味するものであり、このような傾向は一層促進されることになるとと思われる。

## (2) 新会計基準の導入と概念フレームワーク

### ① 新会計基準の導入の特徴

新たな会計基準の導入には、次のものがある。

- (a) 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準（平成 10 年）
- (b) 研究開発費等に係る会計基準（平成 10 年）
- (c) 退職給付に係る会計基準（平成 10 年）
- (d) 税効果会計に係る会計基準（平成 10 年）
- (e) 金融商品に係る会計基準（平成 11 年）
- (f) 外貨建取引等会計基準の改訂（平成 11 年）
- (g) 固定資産の減損会計（平成 14 年）

このような新会計基準の導入は、①「特殊」問題の「一般」化と②「一般」問題の「特殊」化として特徴づけることができる。具体的には、(ア)「個別財務諸表」と「連結財務諸表」の関係の逆転は、「従」から「主」への転換であり、(イ)「キャッシュ・フロー計算書」の制度化は「特殊」から「一般」への移行であり、(ウ)「退職給付会計」や「税効果会計」等は「脇役」から「主役」への移行として特徴づけることができる。

### ② 概念フレームワークの特徴

平成 16 年 7 月、企業会計基準委員会は討議資料「財務会計の概念フレームワーク」を公表した。「概念フレームワーク」は、現行の企業会計の基礎にある前提や概念を要約・整理したものであり、その内容は、将来の会計基準設定の指針になるものと期待されている。「概念フレームワーク」は、①「財務報告の目的」、②「会計情報の質的特性」、③「財務諸表の構成要素」、④「財務諸表における認識と測定」から構成されており、その方法論的特徴は、会計行為の出口（「情報の機能」）面からアプローチする点にある。そのため、会計行為の入口（「データの記録」）面からアプローチする企業会計原則とは方法論的に異なっている。

## 4. 高校簿記会計教育に与えるインパクト

最近の会計理論と会計制度の劇的な変化に対して、

高校簿記会計教育はどのようにあるべきであろうか。ここでは、今日の会計理論と会計制度の変化が、高校簿記会計教育に与えるインパクトを検討してみたい。

### (1) 高校簿記会計教育の準拠枠の必要性

最近の会計理論と会計制度の変化は、端的にいうと、受託責任機能を中心とした会計から情報提供機能を中心とした会計への重点移動であるといえる。具体的には、会計理論では、「原価・実現アプローチ」から「時価・実現可能性アプローチ」へ、あるいは「収益・費用アプローチ」から「資産・負債アプローチ」への重点移動がこれである。また、会計ディスクロージャーでは、伝統的な「財務報告」から「ビジネスレポート」への変化がこれである。同様に、会計制度面でも、商法改正や「概念フレームワーク」に代表されるように、会計行為の出口（情報の機能）面が重視され、情報提供機能を中心とした制度変更が大きな流れとなっている。

このような会計理論と会計制度の変化の流れを、高校簿記会計教育の中でどのように受けとめるべきであろうか。従来、高校教育の中心は受託責任機能を中心とした商法会計であったが、商法会計自体が情報提供機能を重視した会計へシフトしている。このような傾向は今後一層促進されることになるとと思われる。しかし、このような流れを簿記会計の基礎教育（高校の簿記会計教育）と高度専門教育（大学や大学院の簿記会計教育）で一様に論じるべきではない。そのためには、基礎教育と高度専門教育の目的に沿って、簿記会計教育のフレーム・オブ・レファレンス（準拠の枠組み）を再構築する必要がある。換言すれば、いままさに高校簿記会計教育の基本は何か問われているといえる。

### (2) 記帳の信頼性と簿記教育の重要性

平成 17 年の商法改正（「会社法」の創設）により、会計帳簿の重要性が改めて認識されることとなった。商法では、「商人は……法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表）を作成しなければならない」（商法第 19 条第 2 項）とし、会社法では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」（会社法 432 条）と規定された。

このように、会計行為の出発点である会計帳簿（商人の場合、商業帳簿）について、記帳の「適時性」と「正確性」が求められることとなった。新会

計基準の導入や度重なる商法改正により、情報提供機能（会計行為の出口面）を重視する制度変更が次々に行われてきた反面、このたびの商法改正（「会社法」の創設）が記帳（会計行為の入口面）を重視する規定を新設した意義は大きい。

会計行為の出発点が記帳であるように、簿記会計教育の出発点は記帳技術の習得にあり、記帳の信頼性をいかに担保するかは高校簿記会計教育の基本であるといつてよい。IT社会を迎え、記帳に対する教育の関心が相対的に低下しつつあるが、簿記教育（記帳）の重要性を再認識する必要がある。

### （3）「教え込み」型教育から「考える」教育へ

従来、「簿記検定」教育に代表されるように、高校簿記会計教育は「教え込み」型教育が中心であったように思える。簿記検定等で資格取得を目指すことは、簿記会計教育の動機付けとして有意義な側面があることは事実である。また、簿記会計の基礎教育では、ある程度、「教え込み」型教育にならざるを得ないこともまた事実である。

しかし、「簿記検定」偏重教育や「教え込み」型教育は、会計理論と会計制度が激変している今日、教育方法としては一定の限界があるように思える。本来、理論や制度は変化するものであり、ある理論や制度を教え込まれても（あるいは、単に憶えても）、それらが変化すればまったく無意味なものとなるからである。現在、必要なのは、「なぜ会計理論や会計制度が変化しなければならないのか」を「考える」教育である。

会計理論や会計制度の変化は、その背後に企業社会の変化があり、その変化の本質を理解することが簿記会計教育の課題であるといつてよい。つまり、簿記会計における「考える」教育とは、新たな会計理論や会計制度が台頭するそのバックグラウンドを理解する教育であり、その変化の本質が理解できれば、どのような会計理論と会計制度の変化にも対応できる柔軟な思考能力を育成することが可能となるはずである。

### （4）ネットワーク社会における簿記会計教育

平成13年の商法改正により、電磁的記録や電磁的方法による開示が法制化され、わが国も本格的な高度情報化社会を迎えた。今後は、電子商取引が商取引の主役となり、会計データが電子帳簿によって

管理されるとともに、Webサイトが会計デスクロージャーの主要な伝達メディアとなることは疑う余地がない。このような動向を背景に、電子情報開示の分野では、XBRL（eXtensible Business Reporting Language）というビジネスレポーティング用の言語が世界的な規模で開発されている。この言語の開発目的は、企業が財務情報を入力ポイント（仕訳帳・元帳）から利用ポイント（財務諸表）まで、一気通貫した形のデジタル情報として処理することを可能にしようとするものである。また、この言語によって各企業のWebサイトが表現されれば、情報利用者（投資者等）はあたかもそれらを自分のデータベースであるかのように利用（加工・処理）することが可能になる。このような高度情報化時代にあつて、高校簿記会計教育はそれに対応すべきであろうか。

従来から、簿記会計教育の議論では、情報処理教育との関係をいかにすべきかがさまざまに議論されてきた。しかし、現実の企業社会は、そのような議論とは無関係にすさまじい勢いで変化している。簿記会計と情報処理の一体的な教育が待ったなしの時代に突入している。

## 5. エピローグ

米国のエンロン事件やわが国のカネボウ事件に代表される会計不正事件を契機に、簿記会計における倫理教育の重要性が叫ばれている。従来、米国は世界で最も厳格な会計制度を有する国であるといわれていたが、そのような米国ですら不正事件は発生する。また、そのような先例や教訓がありながらも、同様の事件が発生する。

いかに会計制度が厳格であっても、所詮、制度を運用するのは人間である。健全な会計マインドがあつてこそ、はじめて制度の適切な運用が可能となる。教育は人格形成のプロセスであり、簿記会計教育の目的は簿記会計を通じて健全な人格を育成することにあるといつてよい。特に、人格の発達過程にある高校教育では、そのことが極めて重要な意味をもっている。今日、会計理論と会計制度の激変に目を奪われがちであるが、健全な会計マインドの育成こそ、高校簿記会計教育の基本であることを忘れてはならない。